

令和8年度 第1回文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 議事録

日時 令和8年4月20日（月）午後2時02分から午後3時40分まで

場所 オンライン開催

<会議次第>

1 議題

(1) 令和8年度第1回親会の資料確認

- | | |
|---|-----------|
| ① 次第 | 【資料第1-1号】 |
| ② 文京区障害者地域自立支援協議会について | 【資料第1-2号】 |
| ③ 令和8年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案） | 【資料第1-3号】 |
| ④ 令和8年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール（案） | 【資料第1-4号】 |
| ⑤ 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 | 【資料第1-5号】 |
| ⑥ 令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の検討事項（案）について | 【資料第1-6号】 |
| ⑦ 令和7年度全体会報告 | 【資料第1-7号】 |
| ⑧ アンケート結果 | 【資料第1-8号】 |
| ⑨ 文京区障害者地域自立支援協議会要綱 | 【資料第1-9号】 |

(2) 令和8年度の各専門部会の取組について

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 相談・地域生活支援専門部会 | 【資料第2-1号】 |
| ② 就労支援専門部会 | |
| ③ 権利擁護専門部会 | 【資料第2-2号】 |
| ④ こども支援専門部会 | 【資料第2-3号】 |

(3) 令和8年度第2回障害者地域自立支援協議会（全体会）について

- | | |
|----------|---------|
| ① 方針について | 【資料第3号】 |
|----------|---------|

2 その他

(1) 委員について

<障害者地域自立支援協議会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、樋口 勝 相談・地域生活支援専門部会部会長、
新堀 季之 権利擁護専門部会部会長、瀬川 聖美 就労支援専門部会部会長、
向井 崇 こども支援専門部会部会長

欠席者

＜事務局＞

出席者

障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター、社会福祉協議会、
障害福祉課障害福祉係

＜傍聴者＞

なし

事務局：それでは、定刻となりましたので、令和8年度第1回文京区障害者地域自立支援協議会運営会議を開催いたします。お忙しい中ご参加くださいます、ありがとうございます。

本日はオンラインでの開催としております。ご発言時のみミュートを解除し、お名前を名のってからご発言ください。また、本日は会議録の作成のため、録音、録画をしております。ご議論いただいた内容は、後日、会議録の案を作成し、皆様にご確認いただいた後、区ホームページ等に掲載いたします。

それでは、事前に送付しております資料のご確認をお願いいたします。

まず、本日の次第でございます。

続きまして、資料第1-1号、自立支援協議会（親会）次第。

続きまして、資料第1-2号、文京区障害者地域自立支援協議会について。

次に、資料第1-3号、令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会組織図（案）。

資料第1-4号、令和8年度障害者地域自立支援協議会スケジュール（案）。

資料第1-5号、文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等。

資料第1-6号、令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会、各専門部会の検討事項（案）について。

資料第1-7号、令和7年度全体会報告。

資料第1-8号、アンケート結果。

資料第1-9号、文京区障害者地域自立支援協議会要綱。

第2-1号、相談・地域生活支援専門部会全体会資料。

第2-2号、権利擁護専門部会全体会資料。

資料第2-3号、こども支援専門部会全体会資料。

資料第3号、令和8年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会について。

参考資料として、委員について。

以上が、事前に送付している資料でございます。

次第をご覧ください。

本日の流れとして、議題1、2、3について、事務局よりご説明をいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。ここからの進行は志村副会長にお願いしたいと思います。志村先生、お願いします。

志村副会長：よろしくお願いいたします。

司会のほうさせていただきます。高山先生、一言ご挨拶いただければと思います。

高山会長：新しい年度になりますがまた皆さんよろしくお願いいたしますと思います。

文京区の自立支援協議会、非常にネットワークが取れていて、チームワークがあるように思います。さらに、どこの自立支援協議会も、課題が山積ですが、どうしても予算との絡みになってきますので、なかなか突破できないことが、それぞれの自治体でたくさんありますね。このところ、予算等からの関連で考えていてもなかなか難しい部分がありますので、これをどう工夫していくかが問われてくると思います。

そしてもう一つ、私が思っているのは、五つの専門部会がありますけれども、今日も四つの専門部会の報告ですが、その次いわゆる当事者部会ですね。私たちのアイデンティティの一つでいえば、当事者部会をどういったふうに、より本人の人たち、当事者の人たちが発信できていくような環境づくりというものを、それぞれの部会が、この当事者部会を支援していく形が必要なのではないかと思っています。まだ当事者部会だけで云々というのはなかなか難しい部分があります。ただ、いろいろな意味で発信できていたり、防災のことに関して発言できてきていたりしていますけれども、もう一方で、この文京区は当事者部会をどのように活用していくのか、あるいは方向性をどう考えていくのかということを、ほかの支援協議会にも影響力があると思いますので、そこを少し考えていただくといいかと思っています。

ということで、今年度もどうぞよろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございます。

志村副会長：ありがとうございました。

それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。最初に、議題1の令和8年度第1回障害者地域自立支援協議会全体会について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

それでは、本日の資料は案となりますので、皆様のご意見をいただければと考えております。

まず、資料1-1、次第でございます。

こちらは6月1日、月曜日に開催予定の親会の次第となっています。基幹相談支援センターさん、就労支援センターさんには既にメールにて依頼をしておりますけれども、事業報告資料が必要になりますので、作成と、当日のご発表のほど、よろしくお願いいたします。

資料は5月18日の月曜日を提出締め切りとしておりますので、お忙しい中、大変恐れ入りますが何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、こちらの次第には書いていませんが、志村先生からも昨年度お話がございましたけれども、拠点のコーディネーターの件ですね。こちらの件について、課長より一言、報告をさせていただければと思っております。

続きまして、資料1-2の概要でございます。

概要は、従来と同様です。後ほどご一読いただけますと幸いです。

次は、資料第1-3号、組織図についてですが、昨年度から1点変更がございます。こども支援専門部会について、この4月からこどもの「こ」を、漢字から平仮名にさせていただきたいということで、「こども」という表記につきましては全国的に様々な表記が使用されていますが、こども家庭庁が全部平仮名の「こども」表記を推奨していますことから、この4月に文京区役所においても、部署名等、「こども」を平仮名の「こども」に統一する方針になりましたので、これに伴いまして、特に法令等で問題がない限りは推奨ということですので、こども支援専門部会の名称のほうも平仮名に変更させていただきます。ご承知おきのほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料第1-4、スケジュールでございます。

スケジュールについてですが、一昨年、昨年と同様に、今年度も全体会を開催できればと考えております。全体会の開催は3月頃を予定しております。

また、各専門部会の最終回について、前年度のスケジュール上ですと12月としてお示ししていましたが、第3回と書かれているところですね。ここが12月としてお示ししておりますし

たが、昨年の状況ですとか、ほかの事務局さんからのご意見により、1月開催が望ましいと判断しましたので、今年度は1月とさせていただきます。

ただ、全体会の点訳資料などをつくる関係で、原稿の締め切りが1月末になると予想できます。開催が遅くなると点訳の原稿の関係が厳しくなるので、1月開催よりも前に開催できるようにでしたら、なるべく早めのご開催にご協力いただけますと幸いです。

続きまして、資料第1-5、検討状況です。

こちらに関しましては、各部会の資料に基づいて、令和7年度の内容のほうを追記しております。こちらにも修正等あればご意見をお願いいたします。

続きまして、資料第1-6、検討事項に入ります。

検討事項につきまして、各部会の資料に基づき、令和7年度の内容に追記いたしました。

また、下記の点線の枠内については、令和8年度の各専門部会の検討事項を記載しております。各専門部会の事務局にはあらかじめ内容確認をお願いしたところですが、改めて修正等あればご意見ください。

こちらの検討事項について、一昨年の親会までは、障害福祉課長による説明を行っていましたが、昨年度は親会の議論の活性化に資するために、部会長からも、各専門部会の現状、課題を親会委員に説明して共有するような場にしてはどうかというところで、昨年度の第1回運営会議において決定されました。今年度も同様の形にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。異存がないようであれば、近日中にこちらに関する資料作成を各事務局宛にお願いする予定です。A4で1枚程度を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、瀬川部会長はご都合がつかず、親会をご欠席されると伺っております。そのため、就労支援専門部会の発表につきましては、事務局兼親会委員の藤枝所長にお願いをしたいと思います。

では、続きまして、資料第1-7号です。

令和7年度の全体会の報告になります。申込方法は区の電子申請フォームであるLoGoフォーム、または電話、メールといたしました。周知方法は2月10日号の区報掲載、区のホームページに掲載、またはチラシをデータ、または紙で送付いたしました。

当日は、委員ほか69名と、多くの方にご来場いただきました。

続きまして、資料1-8、全体会アンケートです。

こちらは、令和7年度全体会で配布したアンケートの結果になります。紙で記入していただいたものとLoGoフォームで回答していただいたものを併せて一覧にしております。

おおむね好意的なご意見を多くいただきました。当事者の生の声が聞けてよかったという、感想ですとか、就労選択支援についての理解を深められて有意義だったという声も寄せられています。また、意思決定の重要性についての言及も見られまして、文京区内における共通価値の醸成に貢献できているとも考えられます。

一方で、時間が長いというご意見が2名ほどから寄せられまして、令和6年度は2時間半の開催でしたが、専門部会の発表が駆け足となったため、それを受けて7年度は30分拡大して3時間開催としたところでした。事務局としては、今年度もやはり3時間ということの想定で開催を考えています。ご意見等ございましたら、この後の質疑応答にてご教示いただければ幸いです。

続きまして、資料第1-9、要綱です。

こちらは令和8年4月1日付で、先ほどお伝えしましたこども支援専門部会の名称変更に関する改正を行いました。

以上でございます。

志村副会長：ありがとうございました。

これまでの大きな枠組みであるとか、今年度のスケジュール、その辺りを含めて案をご提示いただきました。ありがとうございました。

この後、意見交換をいただくということになっていますが、高山会長から、先ほど当事者部会をどう位置づけていくのか、各部会が当事者部会を支えていくような仕組みづくりも必要なのではないだろうかという、そのようなご意見もありました。まず今年度、全体会のところで、どの程度がいいのか、3時間程度でまた今年度もできればと私も思います。

いろいろなご意見があるようでしたけれども、いかがでしょうか。

高山先生、まず何か一言、本年度の方針について、補足があればお願いできますでしょうか。

高山会長：特にありませんので、逆に皆さんのほうから。

志村副会長：分かりました。ありがとうございます。

それでは、今年度検討しなければならないという事項等々も各部会のほうに出ていますので、相談・地域生活支援専門部会のほうから、事務局からご提案いただいたことについて、ご意見等があれば伺いたいと思います、樋口部会長、いかがでしょうか。

樋口部会長：本富士生活あんしん拠点の樋口です。

一つは、相談・地域生活支援専門部会では、検討事項の案のほうで、資料の7になります

か。支援を円滑に引き継いでいく方法及びくらしをサポートする仕組みについて検討するということで、令和6年度が精神の方、令和7年度が身体の方で、令和8年度は知的の方のくらしをサポートする仕組みについて深めていきたいなど、事務局と話をしているところです。

そして、支援を円滑に引き継いでいく方法については、昨年度は引継ぎチェックシートを周知活動としていろいろな会議で紹介をさせていただきました。

それを受けて、今年度、あの資料はどこに行けばもらえますかという問合せもいただいています。ただ、紙で作ってあるものでもないですし、皆さんがどこかでデータがもらえるというものでもないで、今年度はそれを配布できるような状況や、文京区の中で自立支援協議会のページが一応ありますので、そこに何かダウンロードができるような仕組みがあるといいな、ということを事務局のほうともお話しはしていて、そのようなことを進めていきたいと思っております。

全体会について、3時間は長いのではないかというお話がありましたが、ボリューム的に部会が五つあるので、10分ほど話すとそれだけで1時間ぐらいで、区のほうもいろいろ今動きもあると思いますし、やはり3時間は必要なのではないかな、休憩を取って3時間というのが妥当なのではないかなと思っております。

以上です。

志村副会長：ありがとうございました。

支援の円滑な引継ぎということで、障害種別でこれまで取り組んでいただきましたけれども、知的障害のある方々の支援の引継ぎが、令和8年度、今年度の取組の一つになってくるということで、これまで一生懸命に文京区のこういった会議等に参加して下さっていた知的障害当事者の保護者の方々が、少しずつ高齢化してきているような、相談員の方々も含めてですけども、そういうところがある気がしますね。

そうすると、拠点というようなものは、そういった高齢化であるとか重度化というようなものに対しても対応することになっていると思いますので、この部分は大事な話になってくるのかということです。

やはり、文京区に、先ほど高山先生のほうからも話がありましたが、毎年グループホームをつくれるような予算立てはしていただいているかもしれないけれども、文京区の場合、どうしてもグループホームの数を増やすということが非常に難しいわけであって、知的障害のある方々、親御さんが、一生懸命ご家族の方を支援してくださっていて、高齢化に伴う居場所の確保という問題が、私たちの横にあるような気がします。親御さんの高齢化に伴って、

その仕組み、親御さんが行われていたことをどのように、地域の中で引き継いでいけばいいのだろうか、人を入れていったらいいのだろうか。このことは本当にきちんとやらなければいけない、そのような時代だと思います。ぜひよろしくお願いします。

先ほどのお話にもありましたが、全体会の報告のところでは、拠点の方々の報告も今年度入れる形で進めていただいているので、より身近なところで相談を受けていただいているからこそ、そういった問題も見えてきているのではないかと思います。ですから、その辺りのところも報告をいただきつつ考えていけるといいかなと思います。ありがとうございます。

就労支援専門部会、瀬川さん、大丈夫でしょうか。では、藤枝所長のほうから。

障害者就労支援センター：ありがとうございます。

志村副会長：先ほどの事務局の案について、ご意見いただければということで、よろしくお願いします。

障害者就労支援センター：時間ですけれども、たしか先日は、就労支援専門部会の発表の前、10分15分ほど早かったと思いますので、3時間という設定にしながらも、早く終われば、早く終わるような形にすればいいのではないかと考えていますので、3時間というのは、ボリュームからしてちょうどいいのかと考えています。

あと、これは3年後などゆくゆくの話になりますが、各専門部会さんが中心になって発表されるというのが一通り回られた後、次をどうしていくのかという話も出てくるかと思いますが、3時間で、当日は天候もあまりよくなかったのにあれだけ集まられたというのは、関心の高さに、いい意味で驚きましたが、例えば説明を聞くというスタイルだけではなく、そこに当事者部会さんも絡んでいくことや、あるいはいらっしゃった方がグループワークをして、親会という位置づけだとは思いますが、ある意味、委員の方でなくてもいろいろな意見が出せるような場でやってみるなど。要綱を変えるなど、いろいろ出てくるとは思いますが、何かいろいろなことを考えていけると思った全体会でした。

また、令和8年度の実施については、後ほどと考えていますが、就労選択支援事業について、令和7年度は、基本的な流れや、周知に重点を置いていましたが、いよいよ始まってきている中で、実際の事例や、事例からまた見えてくる課題、あるいは昨年度積み残した課題もありますので、そのような就労選択支援事業に関係すること、あるいは選択することに関連する部分についての取組を、部会長とも相談しながら進めていきたいと考えております。

志村副会長：ありがとうございました。

就労支援専門部会の皆さんには、この就労選択支援事業について、本当にこの辺りの地域

性も考えた上で、先駆的にいろいろな研究活動や、情報提供をしていただいて、本当にありがたいと思っています。

実際にモデルケースのような感じで行っていただく中で、限られた作業、アセスメント程度しかできないのではないかと思われていたところを、一般的なビジネスに通用する共通のところを検討できたという意味において、非常に成果が出たと思います。

今回のモデルケースといいますか、行っていただいた方が精神障害者でしたので、これから知的障害のある方々でも同じようなことが言えるのか、あるいは知的障害のある方々の就労アセスメントをするに当たっては、やはりいろいろな作業ができることが大切になってくるかと思しますので、その辺りのところの検討などを今年度は進めていく必要が出てくるかと思しますし、せっかく王子特別支援学校の先生もいらっしゃっているので、その辺りの連携等も含めてぜひ先駆的に行っていただけますと、ほかの区も含めてありがたい取組になるのかなと思いました。

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、権利擁護専門部会のほう、お願いできますでしょうか。

新堀部会長：新堀でございます。ありがとうございます。

まず昨年度に関しては、特に事務局のご報告に異論があるわけではなく、大体そんなものだろうなという感じはしております。短いと言われれば長くして、長くすれば長いと言われるというところもありますし、権利擁護に関しまして、部会の運営において、当事者の方々がこう思っているだろうとか、こういうことを言いたいだろうなと意識したりなど、こちらが先読みするということそのものが権利侵害ではないかということになってきますと、時間はかけられるだけかけてもいいのなら、時間をかけるための準備であるとか、回数であるとか、そういったものの工夫は当然必要になってくるかと思しました。

1回で3時間は、確かに当事者の方が、途中で休憩を入れたとしても厳しい方もいらっしゃるとしたら、テーマを幾つかに分けてそのどれかに参加できる、もしくはどれでも参加できるというような工夫、いろいろな部分があるのかなと、やりようがあるのかなという感じはしました。

時間をかけたり場所をかけたりしてでも、やるべきことはやるのだと。文京区は行っているところであり、自分が言いたいことをきちんと聞いてくれるし、聞きたいことはきちんと教えてくれるところなのだというところ、いわゆる裏打ちであるとか、そういったことが恐らく必要になってくるのかなと感じました。

ただ、そういった意味でも、前回、前々回と比べて、全体会でいろいろなことが分かったとご意見いただいたという、おおむね好評であったということはそういうことだと思いますので、ぜひご意見いただきながら工夫して、より伝えていき、また文京区の姿勢がどういうことであるのかということを知っていただき、また文京区の運営に当事者の方々の意見がきちんと反映されていて、自分たちの区だと実感できる、そういった仕組みが必要なのかなと思いました。

また、権利擁護部会というのはそのためにあるのですが、そのために権利擁護部会は何をしなければいけないのかと、また大きなテーマが出てくるなどお伺いしておりました。

以上でございます。

志村副会長：ありがとうございます。

いつも権利擁護専門部会って一体何をすればいいんだと悩みながら、という話でしたけども、着々と実績は積んでいただけているかと思います。

こちら、検討事項ということで案が提案されていますが、こちらでも生活の変化から考える成年後見制度利用ガイドの活用、障害のある方の住まいの課題等について、これは検討していただくということになっていますが、こちらでも案のとおり進めていただくという形によろしいでしょうか。

新堀部会長：はい、ありがとうございます。

志村副会長：ありがとうございます。

新堀部会長：部会ではこのように話が出ていますので進めていきますが、並行して民法改正の件に関しましても、部会など公のところで話ができる段階ではありませんでしたが、ここまで出てくると、逆に前倒しした上で考えなければいけないのかと見ておりましたので、次の部会でもその件については触れようかとは思っています。

志村副会長：そうですね。福祉新聞などでもしっかり取り上げたようですので。よろしくお願いします。

これは、障害当事者部会のところはいかがでしょうか。基幹のご担当の方に一言、何かいただいたほうがいいですか。高谷さん、いかがでしょうか。

障害者基幹相談支援センター：高谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

当事者部会のほう、昨年度は防災という形で取り組ませていただきまして、ただ、どうしても、今もお話に出ていましたように、ご本人の方たち、当日だけのお話ではなかなか時間がかかったり、かみ砕くのにも時間がかかったりという形になる方がどうしても多いので、今

年度は前段階の準備や、事前の聞取りを丁寧に行っていけたらなと思っております。

昨年度までは、第1回の当日に、その年度にやる内容を話し合わせていただいていたのですが、今年度に関しては、4月中に皆さんにそれぞれ聞取りをさせていただいて、事前にやりたいテーマを聴取させていただいた上で第1回のほうを開催して、その場で少し議論ができるというか、話し合いができるような形にできればなと思っておりますというのが1点と、あとは、皆様からも先ほどご意見いただきましたように、やはり当事者部会に参加されている方々、皆さん熱意がおありで、いろいろなことに興味を持っていらっしゃる方がいますので、ほかの部会とですとか、一昨年は民生委員の方との交流もさせていただきましたので、そのような形で、当事者部会の中だけで完結するのではなくて、ほかのところとつながったり、ご意見をもらったり、逆にご意見を出させていただいたりというような活動が、今年度できればなと思っております。よろしくお願いいたします。

志村副会長：ありがとうございました。

2年間、防災のことに関連して、いろいろ体験をしていただきながら話し合いをしていただいて、薬剤師会の方々との連携の中で、薬の確保のことや、一般の方々も知って安心できるような情報が出る、といったことができたのはとてもよかったと思いますし、また、就労選択支援のところにも当事者部会のメンバーが関わって行っていたものを、当日の全体会では、やはり本人たちが持っている力というのをすごく感じましたよね。

ですから、そういうエンパワメントできるのもこの当事者部会のいいところかと思えますし、ぜひまた今年度、何ができるのか、当事者の方々のご意見を聞きながら、また、先ほど高山会長からお話がありましたけども、ほかの専門部会との連携を取りながら進めていただければと思います。

当事者の視点からという点がとても大事だと思いますので、非常に事前の準備ややり取り等、大変かと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、表記が変わりましたこども支援専門部会、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

向井部会長：ありがとうございます。

こどもの表記が変わったということで、平仮名のこども部会になります。よろしくお願いいたします。

基本的には皆さんのお話のとおりでいいのかなと思うのですが、全体会の報告書を拝見しても大変よかったという方、民生委員の方とか家族会の方たちは具体的な部会の取組が分か

ってよかったという感想なのかなと思うのですが、長かったというのは、大体関係する方が長かったという意見が多いのかなと思うと、どこを対象にするのかというところかと思うので、この全体会が、地域の方だったり民生委員の方だったり、より幅広い方たちに文京区の福祉を知っていただくという意味では、3時間の中でテーマを決めてお話ししながら、また部会の報告をするというのは、それはそれで意味があるのかと思いました。

あとは、こども部会の今年度のことに関して、また後でお話しする時間があるのかと思うので、そこでお話しできればと思います。

以上です。

志村副会長：ありがとうございます。

こどものところ、今まで一度も顔出しすることもできなくて申し訳なかったと思っているのですが、夏にやっているこどもの連絡会というのか、全体会というのですか、すごい人数を集めてやられているということで、あの会議ではどうですか。これまでのところとの関連性も含めて、何か今年度の取組に関連させて出てくるようなこととか、自立支援協議会のメンバーではないけれども、そういったところから拾い上げられてくるニーズであるとか、自立支援協議会で検討しなければならないこと、そういったことの吸い上げなんかは、どうでしょうか。

向井部会長：そうですね。1回目は100人弱程度でしたし、昨年度は90人弱でしたので、そういった意味では、こどもに関わる教育、福祉、あるいは地域の方も含めて、こどもたちの現状をいろいろなレベルで皆さんが考えてくださっているのだなと思います。

そこをどう吸い上げるかというのは、確かに今、課題だと思っているところです。

なかなかそこが、こういう課題があると落とし込めていないところは、現状あるかと思うのですが、また後でもお話ししますけれど、今年度はインクルーシブ教育・保育というふうに、もう一步踏み込んだテーマを出させていただいて、というのも、これまではまず顔の見える関係をつくろうというか、縦と横の連携をしていこうという意図があったので、それこそ教育、福祉、医療、地域の方たちがまず集まる場をつくろうというのが意図だったので、ある程度その顔の見える関係ができたかなというところで、より一步踏み込んだ議論が今年度はできるといいかなと考えているところです。

志村副会長：ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

これまでの事務局のご報告、それから今年度の検討事項について、各部会の部会長さんたちにお話を伺いましたけれども、高田さん、いかがですか。何かこれまでのところで、ご意

見等あればと思いますけども。

障害者基幹相談支援センター：ありがとうございます。基幹相談支援センターの高田です。

全体のところで、私、この間の全体会、途中からの参加になってしまったのですが、例年、この形にしてから、本当に多くの方にご興味を持っていただけているので、まず協議会というものを知っていただくためには、やはり続けることが大事かなと思っておりまして、時間については試行錯誤しながらやり続けられたらいいのかなと思っています。

あとは、相談部会の事務局を基幹としてはさせてもらっているのですが、例年引継ぎチェックシートをつくるだけでは駄目ですよねというところから始まって、昨年度はきちんと伝えていこう、どういうものを作成したかきちんと報告しようという形でさせていただいて、いろいろな意見をいただきました。まだ樋口部会長にも確認しきれていないところはあるのですが、やはり字が小さいとか、色味が悪いとか、文字が潰れて見づらいとか、本当いろいろなご意見をいただきましたので、大きく変更を加えて、手にした方がきちんと読みやすい、分かりやすいものにすべく、今内容の改定を行っているところになります。

それが済みましたら、まずは周知の場にご参加いただいた方には、きちんとお手元にご郵送できるような準備ができればなと思って、今年度動いていく予定であります。

なので、そういった辺りの動きを全体会のご報告の場の中で、改めてご共有させていただけるとなおいのかなと思っています。

あとは、今回、望月係長から拠点等コーディネーターのことについてもお話がありましたように、その辺りも皆さんに公の場で周知する機会というのが、実は年度が明けてからまだ一度もないということで、実際どうなっているのかというところが、きちんとご説明できる機会として、そういった場、お時間がいただけるのであれば、課長からお伝えいただけるといことなのですが、そういったことをしていただけるのであれば、なおありがたいなと思ったところでございます。

以上です。

志村副会長：ありがとうございました。

事務局としては、相談地域のところの事務局を担っていただいておりますが、やはり基幹は全体をしっかりと把握していただいて、いろいろなところでつなぎをやっていただく役割も担っていただくことになっていると思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

また、重層的支援体制の話ではないですけれども、人材育成ということについても、全体を見ていただく、そういう役割も担っていただかざるを得ないかなと、非常に忙しいかと思えますけれども、相談のところが地域により密着している形で、拠点のほうに移っていく中で、決して基幹の相談が減るというわけではないかと思うのですけれども、その辺りのところもぜひ引き続きお願いしていければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

障害者基幹相談支援センター：ありがとうございます。よろしくお願いします。

志村副会長：ありがとうございました。

大体そうすると、最初の部分の望月さんからのご報告、お話について意見いただいたということで、おおむね承認いただいて、こういった形で進めていただけることになるかと思えますけれども、そんな形で次に進めさせていただければと思えますけれども、大丈夫でしょうか。何か言い忘れたという方がいらっしゃったら、お声がけいただければと思えますけど、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議題のほうに移りたいと思います。

令和8年度の各専門部会の取組について、部会長さんより、詳しく説明をお願いできればと思います。

先ほど望月係長から、親会にて、各専門部会からの現状と課題の説明をいただくというお話がありましたけれども、この運営部会の場合でも、コアメンバー内で現状の共有ができればということで、1人5分程度の説明をお願いします。

当事者部会については、先ほどのお話にありましたように、来月頃に今年度の方針が固まるということなので、飛ばさせていただくようにいたします。

質疑応答は、全て終わった段階で設けられればと思っておりますので、全体会の資料を一部抜粋してつけていただいておりますので、参考にして聞いていただければと思います。

それではまず、樋口部会長、相談地域生活支援部会のご説明のほう、お願いいたします。

樋口部会長：それでは、令和8年度相談・地域生活支援専門部会の方向性を、お話しさせていただきます。

内容としては、令和5年度より、支援を円滑に引き継いでいく方法と、くらしをサポートする仕組みの検討を重ねてきました。本年度も継続して取り組んでいく予定であります。

一つ目の支援を円滑に引き継いでいく方法ですけれども、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が分かりにくいという意見から、部会の委員の有志でワーキンググループを結成して、令和6年度にチェックシートを作って完成したものを、令和7年度、昨年度は活

用していくということで、周知活動をしました。

周知活動をしたものが次のページですけれども、5か所で周知活動をして、高齢の分野の方だったり、駒込地区では弁護士さんなども参加されたり、いろいろな地域の方に知ってもらった機会になったのではないかなと思っております。

その中で、チェックシートに対していろいろまたご意見があるということで、今年度はそれをブラッシュアップして、実際に配れる形にしたり、地域の方だったり支援の関係者の方たちが見られるような状況をつくっていきたいなと思っています。

次に、くらしをサポートする仕組みになります。

くらしをサポートする仕組みについては、令和6年度に精神の方の事例を取り上げて行いました。

昨年度は身体障害の方の事例検討を行い地域課題や社会資源など取り巻く状況を見える化して、いろいろな地域課題や社会資源にどのようなものが必要かという、くらしをサポートする仕組みについて検討しました。

令和8年度は、知的障害の方の事例検討を通じて、くらしをサポートする仕組みについて検討していく予定であります。

この二つのテーマで、令和8年度も相談・地域生活支援専門部会は実施していく予定であります。

以上になります。

志村副会長：ありがとうございました。

それでは、就労支援専門部会、藤枝所長、お願いいたします。

障害者就労支援センター：

就労支援専門部会の検討事項が、就労選択支援事業についてさらなる研究及び検討を重ねるということになっておりますが、その検討事項をベースにして、先ほども申し上げた内容にもなりますが、令和7年度、制度理解と周知、基本的な枠組みの整理をした中で、さらに就労選択支援事業の利用において、本人に必要な情報を見える化して地域で実際に動かせる運用に整理するというのを、今年度の検討事項に考えております。

具体的には、就労選択支援事業の実施状況を踏まえ、本人の選択に資する地域資源の情報整備、事例を通じた課題整理及び関係機関の連携の在り方について検討するという形になるかと考えております。

次のページをお願いいたします。

その検討事項の内容というのがなぜかといいますと、昨年度、就労選択支援事業について検討していく中で、いろいろ検討し切れなかった。あるいは今後考えられるような、こういう課題が出てくるということになります。

一つ目が、就労選択支援事業の存在がまだまだ知られていないということで、誰がどうつながり、どう選択を支えるのかという運用がまだ曖昧ではないか。さらに、他区の就労選択支援事業所や障害児相談支援事業所等も含めて、ご本人が比較して選べる情報提供の在り方、要は就労系の事業所、あるいは他区の就労選択支援事業所さんが文京区内の事業所の情報をどれだけ把握しているか、そういった情報の程度の差ということも考えられる、そんなご意見が出ておりました。

本来であれば、昨年度、実際に利用された事例等もご報告いただきながら、検討も重ねていけたらなと考えていたのですが、まだ昨年度の段階では、実際のご利用がなかったという中で、今年度、実際の事例等もご報告いただきながら、そこから課題検討もしていけるとよいのかなと考えております。

さらに、令和9年度にはA型の新規利用者の方と就労移行の更新者の方も対象になり、必須になるということで、それらも併せて検討していく必要があると考えております。

次のページをお願いいたします。

具体的な検討案としては、この三つで今整理をしているのですが、地域資源の見える化、就労選択支援の事例、これは区内、区外に限らず、事例収集と事例検討を通じた地域課題の整理、連携フローの整理、この三つを考えております。

次のページをお願いいたします。

これはまだざっくりとした内容ですが、一つ目の地域資源の見える化というところでは、区内と近隣区の就労移行、就労継続A、B、あとは、就労選択支援事業所がどんなアセスメントができるのかなど、そういった内容をご本人や相談支援事業所の方が比較しやすい形で情報を整理する。以前、令和3年度に就労支援ハンドブックのほうを作成しましたが、あちらは就労の情報を1か所でプラットフォーム化するという、そのような趣旨で作成したのですが、こちらの内容は選択できるように、そういった情報を見える化する、そのような趣旨の内容で考えております。

あと、二つ目は就労選択支援の事例収集・検討を通じた地域課題の整理ということで、こちらでも区内だけではなくて近隣区、恐らく文京区民の方が近隣区の就労選択支援事業を使うケースもあると思いますので、そういった就労選択支援事業所の参考事例を集めてご報告も

していただき、持ち寄って、課題を検討していく。

三つ目は関係機関の連携フローの整理ということで、ご本人やご家族、相談支援事業所、誰がどこにどの段階で何を担っていくのか、どう整理していけばいいのかというのを検討していく、この三つでの整理を考えております。

瀬川部会長ともご相談しながら、委員の皆さんのご意見もいただきながら、進めていきたいと考えております。

駆け足になりましたが、以上になります。

志村副会長：ありがとうございました。

それでは、権利擁護専門部会、お願いいたします。

新堀部会長：権利擁護専門部会、新堀でございます。

先ほどの話題にも絡みますし、前回報告したとおりでございまして、次年度の計画としては、資料2-2をご覧くださいと思います。

3か年計画のうち、取り組むものとしては、住まいの課題と生活の変化から見る成年後見制度のこのガイド、前年度にまとめたガイドをブラッシュアップしていくという、二つのテーマがございます。

まず、住まいに関しては、障害のあるなしにかかわらず、権利を主張しにくい、もしくはお互いの権利を認め合うということはなかなか難しいと。また、下手するとそのテーブルに着くことすらできないということから見ていくと、借りる側としてどういうことができるかと、まず説明ができる、また逆に貸す側として、どういうことがあったら貸す不安を払拭できるのか。そういったものをつまびらかにしていくことによって、その障壁というのは減らすことができるのではないかと。

また、そういった要件といいますか、そういった事象の一つではないかという話題がありまして、住まいを深めてみようという話題になっております。これに取り組もうということが部会の中で話し合われ、また、そのようなご報告をしたところでございます。

実際に、私、高齢のほうにいますと、貸す側で一番貸したくないということに関すると、突き詰めますと死後事務なのですね。本人が亡くなった後どうするのかと。その辺が整理されているだけで貸しやすくなるということが見えてきています。

要は、障害がある方がどうして貸してもらえないのか。大抵、表現されるのは、部屋がないとかそういったことで貸さないのですけども、実際に聞いたところによりますと、視覚障害の方ですと、火災が問題であると。大体の火災発生要件としては、目が見えないことより

もたばこを吸うほうがよっぽど多いだろうと思うのですが、そういったことのすり合わせが全然できていない。

そういったことを踏まえていくと、では、貸す側についてどういったことが担保されると貸しやすいのか。借りる側はどういった条件を整理したら借りやすくなるのか。文京区に住まい続けることができるのであれば、そういったことを深めていくことが一つの権利擁護になるのではないかとということで取り上げております。

もう1件は、令和6年度に作成した、いわゆる成年後見利用ガイドでございます。

これは成年後見利用ガイドという名前をつけてしまったことで、いわゆる語弊もあったりはするのですが、極論、成年後見制度を使わなくても、権利擁護の仕組みというのは地域でできるのではないかと。それは早め早めに取り組むことによってできるのではないかとということがベースでございました。

この件に関しては、前回の全体会でもご報告したところではございますが、実際、民法改正もそのほうに動いておりまして、このガイドが云々よりも民法のほうがもし動くのであれば、そちらに取り組むことも一つあるのではないかなと、今は思っているところでございます。

この利用ガイドのブラッシュアップに関しましては、意見として出たのは、前回つくったものがざっくりとした全体版でございますので、次からはいわゆる障害特性であるとか、利用場面であるとか、そういった細かい場面で利用できるものがあったら利便性が高いのではないかとというご意見でございましたが、その辺りに関しましては、民法の動きも見まして、部会に諮りまして、修正していくということになろうかなと思っているところでございます。

以上でございます。

志村副会長：ありがとうございました。

それでは、最後にこども支援専門部会の説明をお願いいたします。

向井部会長：こども支援専門部会の説明です。

先ほどもお話ししましたように、これまでこども専門部会は8月の研修会を行っている中で、顔の見える関係をつくろうというところを目指して行ってきたのですが、グループワークを通して顔の見える関係ができましたかというところに関しては、できたというだけではなく、どちらとも言えないというお答えも出てきました。これは2年ぐらい勉強会をやっているのですが、そろそろこういった顔の見える関係だけではなくて、次のステップに進めるといいのではないかと。

次のステップに向けてということで、この2年間である程度顔の見える関係は、土壌はつくられたのではないかと。不十分というところもあるかもしれないけれど、ある程度、2年間やってきたというところで、もう一步踏み込んだ議論をということで、令和8年度は、インクルーシブ教育・保育をテーマに考えております。

今回、インクルーシブ教育を支える多職種連携を考えるというテーマにしたのですが、ここまでは前回の全体会でもお話ししているので、もう少し違った切り口で我々の意図をお伝えできればと思います。

なぜ今インクルーシブ教育・保育について話し合うのかという切り口でお話しできればと思うのですが、僕自身も障害のあるお子さんたちやご家族と関わっていく中で、インクルーシブの推進って一体誰のためなのかというところをあえて問題提起といいますか、ここで出させていただくと、やはり国際的には分離教育には批判もありますし、あるいは国内ではインクルーシブ教育を推進しようという流れはあるのですけれど、実際、こどもたちやご家族と関わっていると、現場で起きていることというのは、実は障害のあるこどもたちがいるだけになっている可能性があるのではないかと。教室にはいるけれど、学びに参加できていないとか、これが果たしてインクルーシブと言えるだろうかというもので、インクルーシブの推進が新たな排除を生んでしまう場面がないか。

例えば、交流級であるお子さんがほかのお子さんにちょっかいを出したりとか、あるいはたたいたり引っかいたりするお子さんがいたときに、じゃあこのお子さんは集団が難しいから運動会は出られないなど、新たな排除を生んでしまう可能性もある。実際、そういう事例もあるわけですね。

では、そういう現場をどうしていくのか。現在、理念先行で現場が追いついていない中で、教育と福祉がどういったことができるのかを深めたいなという、そういった問題意識ですね。

ということで、シンポジウムの目的としては、もちろん教育、福祉あるいは医療、地域で多職種連携を考えていくことは大事ですが、やはりまずはインクルーシブ推進のずれとか、あるいはそこにある葛藤や衝突、まずそこに向き合うことが出発点ではないのかと思っています。

やはり教育だけでは変えられないですし、福祉だけでも変えられないということで、みんなで一度、そのずれに向き合おうということで、多職種連携をまず進めていけるといいのかなと思っています。

なので、シンポジウムのゴールとしては、今回、事例も発表するつもりです。今のところ、

翼が今関わっている、学校の中に入っていく支援についてです。放課後デイは基本的には通所なのですけれども、あえて学校の中に入っていくことも今行っていて、そういった事例も発表しようと思っています。ただ、それを成功事例として話すつもりもないですし、いろいろな課題もありますので、まず、インクルーシブの理念と実践のギャップを共有して、今こどもたちにとって何ができるのかというのを問い直すような、そういう時間になるといいのかなと考えております。

今年度、また、学校の先生たちや地域の方たちとも突っ込んだテーマで話していきたいと思います。勉強会、シンポジウムは本当にいろいろな方に来ていただきたいので、ぜひほかの部会の皆さんも来ていただければと思っています。よろしくお願いします。

志村副会長：ありがとうございました。

以上、当事者部会はこれからということなので、四つの専門部会の皆さんから、今年度に向けての取組のお話をいただきましたけども、いかがでしょうか。それぞれの部会のご発言について、質問や課題、何かお気づきの点があればお伺いしたいと思いますけれども。あるいは、今ご説明いただいた各部会長さんのほうから追加でお話があればお伺いしたいと思いますけども、どうでしょうか。

樋口部会長：先生、よろしいですか。樋口です。

志村副会長：お願いします。

樋口部会長：権利擁護部会の新堀さんからのお話で、住まいについてと、あとは成年後見制度以外の活用というところで、特に相談、地域生活支援専門部会でも住まいについてはいつも課題に挙がるところですので、いろいろと今後一緒に協議していけるといいのかなと思っていますし、物価が高騰していて、より文京区に住みづらくなっている状況もあるなと思いますし、生活保護の方が住まわられていて、亡くなったときに、家財の整理というのはもう大家さんがやるしかないという現状もあったりすると、そういうものを大家さんが経験してしまうと、生活保護の方で身寄りのない方は困る、という状況もあるようなので、本当にそういう点では、権利擁護部会の来年度の取組というのは、また私もいろいろ勉強させていただきたいなと思っています。

あとは、相談地域の追加になりますが、相談支援事業所の連絡会でも、文京区で計画相談がなかなか足りていなくて、セルフプランでサービスを使わなきゃいけないという方たち一定数いるのではないかなと思っています。

連絡会でよくでることが、やはり拠点もできましたので、文京区は計画相談が一般相談も担

わなくても連携して行えるという強みも出てきているので、そういう強みをアピールして、計画相談支援事業所が参入しやすいことや、連絡会も文京区にある事業所が集まっているのですけれども、近隣区でも文京区の計画ができますよと言ってくれる事業所があるので、近隣区の連絡事業所などにも声をかけてはどうかという意見もありましたので、連絡会のほうの充実も考えていきたいなとは思っております。

以上です。

志村副会長：ありがとうございます。

新堀さん、いかがですか、今のご意見で、何かあれば。

新堀部会長：樋口部会長のおっしゃるとおり、権利を主張していくのはなかなか難しい生活上の課題はたくさんあって、住まいはかなり出てくると、私もこれまで高齢でしたが、その方が亡くなったかどうかに関して、こちらからは教えて差し上げることはできないけれども、亡くなっていれば手続きが取れる。でも、亡くなっているかどうかを知る手段がないのかと聞かれるなど、法的なことでお伝えできることがあることはあるのですが、その相談窓口がなく、また相談してもお金がかかるならやめておく、なら最初から貸さないという、変なサイクルがあるのだらうなというのは把握しております。

なので、その辺りは、文京区の場合は、そういった一人暮らしの高齢者に住みやすい住居を提供しようというような動きも起こっておりますので、不動産屋さんに実情をお伺いし、また、その辺りの対策を取れるような方法が、現実的にできるのではないかという話は起こっていたところでございます。そういったところから、一緒に暮らすということはどういうことなのかのきっかけになればいいなと考えているところでございます。ありがとうございます。

あとは、先ほどインクルーシブ教育のお話がありました。まさしくその辺りは権利擁護の話なのだろうなと思ったところです。

子どもたちは障害があるから、自分では考えられないだろうからというような、いわゆるアドボケイト的なことで、将来のことまで、親が、周りが考えてしまうことによって、子どもが自分の人生を選ぶ経験すらなく、また失敗する経験もなく暮らすことによって、結局、自分がどう生きたいかを表明することもなく、権利を主張することもなくというような社会になってしまっているということであれば、いろいろ障害があって暮らしていくのは、表現されている障害以外でも、当然私とかほかの方もいろいろな暮らしにくさはあるわけです。それをどのように何とかアジャストして暮らしているのかということを、そういった障害が

ある、なしの考えではなく、みんながそういうことをやっているのだということが前提に伝わっていく仕組み、社会づくり、それが恐らく、権利擁護の考え方なのだろうなという思いで聞いておりました。

そういったことを考えると、各部会でばらばらでやっているのではなくて、ぜひみんながコミットして、話し合いながら進めていけばいいなというふうに思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

志村副会長：ありがとうございます。

今、こどもの話が出ましたが、いかがですか。

障害者就労支援センター：すみません、藤枝です。

今のお話に関連してですが、こども支援専門部会さんのインクルーシブ教育という点で、非常に就労の場面とも似ているなと思い、新堀部会長の権利擁護もつながると思うのですが、例えば特例子会社やサテライトオフィス、農園というようなところと、インクルーシブというところを考えたときに、非常にいろいろな課題があるのではないかなという点や、あとは、教育というのを企業に変えると、そのまま障害者雇用の枠組み、ストーリーに読み換えられるなと伺っていたのですが、なので、そういった意味では、就労という分野でも非常に共通点が多いのではないかなと思いながら伺っておりました。

感想ですみません。以上です。

志村副会長：ありがとうございます。

いかがでしょうか、向井さん。こどものあれが出ましたが。

向井部会長：ありがとうございます。

本当にそのとおりだなといいますか、まず、権利擁護というところに関して、本当にこどもたちが自分で自分の例えば将来の夢などを意見表明するには、いろいろな経験をするのがとても大事だと思いますし、いろいろな方と出会っていくことが大事で、いろいろな経験をするためには、やはりいいことだけではないはずですね。

いろいろな衝突や葛藤も当然あるというか、それをどこまでしっかりと彼らの経験を守っていけるというか、すごく難しいですけど、インクルーシブというのが現状で言うと、多数派のこどもたちが一方的に、配慮しなければいけない、こどもを受け入れなきゃいけないというふうになっているのですけれど、でも果たしてそれでいいのかというか、今いる多数派のこどもたちだって学校で苦労しているだろうし、このインクルーシブというところから、本当に教育だけではなくて、社会全体の在り方が考えられるといいのかなと思っているので

すけれど、なかなか大きな話になって難しいですけれど。

学校だけではなく、先ほど企業と読み換えることもできるというお話もあったのですけれど、教育は原点だと思うのですよね。みんなが必ず通過するところなので、やはりここでのインクルーシブはどうあるべきなのか、あるいはどういうやり方があるのかなという、現場のレベルでいろいろな矛盾を出しながら、しかし、どこを目指しているのだろうかということを話し合う機会がつかれるといいなと思っているところです。

新堀さんがおっしゃったように、こども部会だけの問題ではないなと思うので、ぜひ皆さんといろいろディスカッションできるといいのかなと思っているところです。

ありがとうございます。

志村副会長：ありがとうございます。

こども支援の仕事、特に障害のあるお子さんたちへの仕事というのは、やはり20年後30年後に向かっての種まきみたいな、そのようなところがありますよね。だから、やはり小さいうちからの交流というのが本当に大事なのだろうなというふうに思っておりました。ありがとうございます。

一つ、私のほうで気になっているのが、相談のほうの話ですけれども、計画相談が非常に大変だ、足りないという話があって、就労支援選択事業が入るとそことの関係性、連携というものもやはり出てくるわけですよね。相談支援の計画相談をやられている方々、どうですか、就労選択支援事業が入り込んできたときに、その辺りのところをきちんと計画相談の中に入れ込んで、情報提供や情報共有はできていますでしょうか。

樋口部会長：恐らくまだ就労選択支援も始まったばかりで、計画相談の方自体も、就労選択を利用される方の計画作成の経験をしたことがある方が本当にごく僅かだと思うので、これからやはり積み上げていくのだろうなと思っております。

志村副会長：計画相談の中に組み込んでいかなければならないと思うので、ぜひ、就労専門部会の方々と連携しながら、情報を提供していただけるといいかなとは思いました。

それから、これは先ほど藤枝さんからも話が出ていたかと思うのですけれども、この就労支援のハンドブックのアップデート、どうしますか。これの中に選択支援の話、どんなふうに入れ込んでいったらいいのかなというのを、何かアイデアがあればお伺いしたいと思いますが、どうですか。

障害者就労支援センター：藤枝です。ありがとうございます。

大分その中身の情報が古くなってきているという部分もあって、やはり何らかの

アップデートをしないと、ハンドブック自体使うのが難しいなと思っているのですが、もしアップデートする場合は、就労選択支援事業ももちろん入るのかなと思いますし、あとは、先ほど就労支援専門部会の中でお話しさせていただいた、就労選択支援事業所が新たにできたことで、就労選択支援事業所がどういう事業所で、どういうアセスメントができてというのが、なかなか情報として分かりづらい。大体、地域の近隣のところでも、1か所ないし2か所という非常に数が少ない中で、その方に、ご本人様に合う就労選択支援事業所はどこがいいか、判断する情報もまた少なく、そういった意味では、就労選択支援事業所の一覧といいますか、相談支援事業所さんが使っていける、あるいはご本人、ご家族が使っていける、あるいは窓口の中で情報提供できるというようなものは、非常に今、地域の中でも必要になっている情報なのかなと感じております。

志村副会長：いいひな形というかフォーマットというか、それを今用意しているかと思うので、ぜひまたブラッシュアップのことなども考えていただけるといいかなとは思いました。よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

それでは、よろしければ、今年度のそれぞれの取組のところをご報告いただきましたので、次に、議題3、令和8年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会及び議題の4の委員について、事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局：志村副会長、ありがとうございます。

それでは、まず今年度の全体会の企画案についてご説明をさせていただきます。

資料第3号をご覧ください。

全体会の概要案になります。まず、開催日時は先ほどお伝えいたしましたとおり、令和8年3月頃を予定しております。

対象者としましては、親会委員、当事者部会委員にご案内を差し上げるとともに、希望者も参加できるよう、区報やメール等で周知を行います。また、一昨年の全体会では、当事者部会に、昨年度は就労支援専門部会に活動報告を行っていただきましたが、今年度は相談・地域生活支援専門部会に報告をお願いしまして、主に引継ぎチェックシートの成果をご発表いただければと考えております。そのため、全体会には相談・地域生活支援専門部会の皆様にもご参加いただきたいと思います。

また、一昨年から引き続き、民生・児童委員の方々に対しても、傍聴、ご参加を呼びかけたいと考えております。

そのほか、相談地域部会や事務局と協議の上、テーマに関連する方々へ、その他、ご案内できればと思います。

次のページに進んでいただきまして、今年度の全体会の方針についてご説明をいたします。

まず時間についてですが、先ほどご意見もいただきましたが、3時間での開催の予定でございます。時間帯は昨年度と同じく14時から17時と考えております。

続いて、進行内容に移ります。

まず、1 資料確認を行いまして、2として高山会長に開会挨拶、自立支援協議会の趣旨説明をお願いいたします。区の現状制度説明として、障害福祉課から説明を行います。この説明につきましては、昨年度は実態意向調査の結果を説明いたしましたが、今年度は、拠点コーディネーターの話を中心に、区の相談支援を取り巻く現状・課題などをご説明できればと思っておりますが、障害福祉課のほうでも、こちらについて検討してまいりたいと思います。

続きまして、各専門部会から、今年度の取組、来年度の発表に向けてということで、各部会15分程度で発表をしていただきたいと思います。

一昨年度は駆け足で発表して、10分ほどで終了しました。昨年度は15分でまあまあいけたのかなというところですので、15分ということで行えればと考えております。

ここで休憩を10分挟みまして、相談・地域生活支援専門部会の取組発表ということで、部会の取組について、引継ぎチェックシートの概要説明や周知の状況等、質疑応答していただいて、最後に閉会ということでございます。

全体会の企画案については以上でございます。

続けて、議題3の委員についてのご連絡です。

令和8年度障害者地域自立支援協議会委員について、各専門部会の事務局に名簿の確認を依頼しているところになります。こちらは5月14日木曜日を提出締め切りとしておりますので、事務局の皆様、ご対応のほど、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

志村副会長：ありがとうございました。

終わったばかりのような気がしますけども、また次の全体会の進行のところという話です。時間のことは、3時間で予定して進められればと思いますけども、特に内容について、このような形で進めていければというお話ですね。

これまで当事者部会、そして就労専門支援部会と来て、今年度は相談地域支援専門部会のところでの取組の発表になるかと思います。

ということでご提案いただきまして、相談地域支援専門部会、これは全てのところに関わってくるようになるかと思えますけれども、特に、引継ぎチェックシートのことも含めながら、ご報告いただくことになるかと思えます。

いかがでしょうか。まずは樋口さんから、ご意見いただければと思います。

樋口部会長：今のところ、頑張りますとしか言えないのですけれども。ただ、委員の方から、相談支援専門部会の頃から委員をやられていた方からは、毎年毎年やっているけれども、地域課題や、住まいの問題などの問題点ばかり出るけれども、部会でやってきた成果なども振り返ってはどうかという意見もありました。

相談が足りていないというところから拠点ができ、地域生活支援拠点をベースに緊急の場所ができ、体験の場所も今後できるというところで、いろいろな課題に対して部会で出たことが、文京区のほうで形になっていることもありますので、そういった成果の話ができたらいいなと思っていますし、ここは事務局の方と相談になる、あくまでも私の案ですけれども、当事者の方が例えば拠点で相談してこんなによかったとか、何か当事者の方がサービスを使って、相談に乗ってもらって、という話があるといいなと思っていますので、そういう当事者の方の話もしてもらえるといいなというのが、特に昨年度のところでも、当事者の方の話がよかったというアンケートがありましたので、やはり関係者が話すよりも当事者の声が届くといいなと思いました。

以上です。

志村副会長：ありがとうございました。

そうですね。なかなか課題がなくなるということはないのだろうと思えますけれども、チェックシートの話だけではなくて、本当にいろいろな成果ができてきておりまして、先ほど事務局からもお話がありましたけれども、拠点コーディネーターの話も、一昨年ぐらいから、本当にきちんと次から次へと形にさせていただいて、本当にありがたいなと思っています。

やはりこういった成果を、他区の皆さんにも聞いていただきたいなというところがあり、高山会長が文京区の自立支援協議会は、本当に先駆的なところを行っているというお話でしたけれども、やはり周りの区の方々にも聞いてほしいなというところ、すごくありますよね。そういった意味においても、この全体の進行案、大事なところになってくるかと思えますけれども、各部会長さんの方からいかがでしょうか。就労支援部会のほうから何か、令和8年度の全体会の進行案について、ご意見はありますでしょうか。

藤枝所長、いかがですか。

障害者就労支援センター：ありがとうございます。

会場が区民センター3Aになるかと思うので、昨年度と同じぐらいの人数が集まられたときに、例えば当事者の方もいらっしゃると、休憩時間10分で足りるかなというのが、昨年度の様子があまり今思い出せないですけども、お手洗いとかどうだったかなと、そこが気になりました。

志村副会長：ありがとうございます。

2階とか使っていただきながら、分散してトイレを使っていただくような形でしたね。確かに、その辺りのところはあらかじめお話をしておいて、スムーズに休憩できるようにしましょうか。ありがとうございます。

権利擁護専門部会のほう、新堀さん、いかがでしょうか。全体案について。

新堀部会長：特にございません。大丈夫です。

志村副会長：ありがとうございます。

こども支援専門部会の向井さん、いかがでしょうか。

向井部会長：ありがとうございます。

特に僕からもありません。大丈夫です。

志村副会長：ありがとうございます。

そうすると、樋口さんからご意見をいただきまして、これは当事者部会もどんなふうに関わるか、これからになるかもしれませんが、高谷さんいかがですか。今年度の全体会の進行の案を見ていただいて。

障害者基幹相談支援センター：ありがとうございます。

先ほどもお話しさせていただいたとおり、当事者委員の方々、皆さん、文京区の動きにも大変興味持たれている方が多く、とても積極的な方が多いので、何か全体会などでも皆さんにもしてみたいことだとか、聞いてみたいことだとか、部会の中でも話を募ってみたいなど思いました。よろしく願いいたします。

志村副会長：そうですね。参加者の方のリアクションなどを見ていますと、障害当事者の方々のお話が聞けるというのが、非常に貴重なことになっているかと思うので、何かうまく相談生活支援専門部会の方とコラボしながら、どのような形で当事者部会の方々に参画いただけるのか、この辺りを、考えていただけるといいかなと思います。

私生活のことや、まさに生きてきたプロセスのことをご報告いただくということで、非常に役割としては重いかもしれませんが、そこからしか学べないことはあるかと思うので、ご

協力いただけるとありがたいかなと思っているところでした。ありがとうございます。

障害者就労支援センター：すみません、藤枝です。

志村副会長：どうぞ、お願いします。

障害者就労支援センター：昨年度やらせていただいて一つ感じたのが、質疑応答のところなのですが、昨年度と同じような形でやると、かなりの人数の方がいる中で質問を出していただくのは、結構なハードルになるのかなと思っていて、なので、何か工夫をしないとなかなか難しいのかなとは思ったのですが、ただ、休憩時間に質問をいただくというのも一つなのかなと思うのですが、まだご報告の前なので、今すぐにはアイデアが浮かんでこないですが。

志村副会長：そうですね。休憩の前であれば、質問表を配っておいてというのはできるかと思いますけどもね。あるいはWebのシステムを使うことも考えられるかもしれませんし、そうですね。その辺りのところも検討していきたいと思います。ありがとうございます。

相談地域生活支援部会ということで、専門部会ということでは、基幹のほうも事務局になっていただいているので、ご尽力いただくことになるかと思いますが、高田さん、いかがでしょうか。

障害者基幹相談支援センター：ありがとうございます。

基本的なところは、こういう機会をいただけるということで、まずきちんとやれてきたことはお伝えできるというかなと思っています。

ですので、樋口さんがおっしゃってくださった、この協議会の中で基幹のことが話し合われ、基幹ができ、その中で当時、拠点のことも面的整備がいいのかとか、点的整備がいいのかとか、もう随分昔の話になってきましたけれども、実は協議会の中で話し合われてきた結果が今なのだ、こういう形になっているのだというところを、きちんと今いる方たち、興味も持ってくださった方たちに知っていただいて、会議で話し合ったことが、こういった形になって自分たちの地域に返ってきているのだと思っていただけると、よりふだんの会議も、皆さんから、地域の方から、ご興味、関心を持っていただけるようになるのではないかなと思うので、そういった取組につながる第一歩として、ご報告をさせていただけるといいかなと思っています。

また、志村先生がおっしゃってくださった、他区への取組の周知、共有というところでは、やはり東京都が共同で計画してくれている、交流会などに参加をして、他区の協議会でどんなことをやっているのかとか、どんな取組をしているのかとか、そういったことを学ぶとい

うことを、学んだことをより、また自分たちの地域に生かしますし、自分たちがやってきたことをお伝えすることで、またほかの地域の活性化にもつながればというところが、大事な循環していく動きになるのかなと思いましたので、今年度はまた頑張って予定をつくって、交流会などに出席しながら、より視野が狭まらないような形でやれたらいいなと思っております。

以上です。

志村副会長：ありがとうございました。

これは文京区の大きな特徴だろうと思いますけれども、藤枝さんが就労選択支援の先駆的な動きをしていただくのに、千代田区のほうと連携をしていくという話になり、驚いていましたら、やはり一般就労のことを考えると、文京区にお住まいの方はそちら方面に出て行かれるわけですね。

住まいということを考えると、文京区が高いからということで、豊島区とか北区とか、その辺りのグループホームを利用されている方々も結構いらっしゃる。そちら方面に住まいを求めていく方々がいらっしゃると。

また、特別支援学校の通学区域を考えると、北区とか板橋区とか、そういったところとも重なってくるということで、いろいろ領域によって重なってくる、関係してくる区が変わってくるというのは、これは文京区の特徴だなと気がつきました。そういうことを含めて、その辺りの区の方々と関係するところの協議とか、情報の連携というのは、本当に大事なのかなと思っていますところでした。

せっかくの機会ですので、他区の方々にも紹介をさせていただいて、ぜひ興味関心ある方々に来ていただいて、文京区の頑張りなども見ていただけるといいかなと思いますし、文京区、やはりいろいろと先駆的にできているところがありますので、他区の方に学んでいただきたいと思っていますところでした。ありがとうございました。

それでは、高山会長、いかがでしょうか。これまでの議論を聞いていただきまして、ご意見、統括的にいただければと思いますけれども。

高山会長：ありがとうございました。

今年度、方向性が見えてきた感じがします。そういう意味では、共通して、それぞれの専門部会のところに議論をしていただくことになりますが、共通してやはり出てきたのは、住まいのことですね。それから権利擁護でも出てきましたが、新しい成年後見制度に向けて、特に知的障害の方々の成年後見、文京区は遅れていますから、どうするかということは、お

母様たちにとっても課題になっていますので、この成年後見のところ。それから、就労選択支援ですよ、まさにこのところ。それから、それを大きく含めたところのインクルーシブな社会をどうつくるのかと、全部つながってきている感じがしますので、それぞれ具体的には違いますけど、意識して取り組んでいただくといいかなと思っています。

全体会ですが、高山、25分ありますが、10分でいいですよ。そうしましたら15分、うまく活用できると思いますので、質疑応答というような形でもよろしいですし、内容についてはまたこれから、いろいろ具体的に詰めていけばいいと思いますが、幾つか何分、何分ということに関しては、詰められるのではないかなと思いますので、またこれも議論していけばいいかなと思っています。

それで、最終的にはこのインクルーシブというところにつながってくると思うのですが、こども支援部会を担当させていただいて、先生方、特に特別支援学校の先生方と、また、福祉の関係、また、切れ目のある支援からということで、切れ目とは何かとずっと議論してきたわけですけど、これはインクルーシブをつくれないのは、やはり縦割りだからなのですよ。ですから、支援者のほう、教育者というか、そっちのほうは縦割りだから、インクルーシブできないということになっているわけですね。

そうすると、こども時代だと教育、療育が中心になりますけれども、そうなったときに、結局、療育、教育、福祉でばらばらになってしまうということなのですが、しかしその結束点というのは、やはり相談なのです。今の仕組みで言うと、相談しかない。

そうすると、計画相談を大人では立てますけども、やはり障害児の障害児支援利用計画、これをどういうふうにかちゃんと立てていくのかということの連動性なのかもしれません、と思うのです。

だから、その相談が結束点になると、教育と福祉をつなげられますし、そこからまた就労支援のところにもつなげられますし、それから福祉になりますよね。そういう意味では、大人になってから計画相談を立てるようになって遅いわけですよ。ということになりますから、障害児支援利用計画をどういうふうにか有機的に活用できるのか。拠点というものも含めた形で、これをどうつくれるか。

しかし、お子さんの中にも計画相談に入っていない人たちがいますから、そういう人たちはどうするのかということにおいては、さらに小さな地域の拠点のところで、計画相談ではないかもしれないけども何か相談ができるような、一般相談でもいいですけど、何か少しつないでおくとか。こういうことが必要になってくるのではないかなと思っています。

ですから、これはいろいろな工夫で、大変かもしれませんが、できるかもしれませんし、このことに関しては、やはり予算を取らなければいけないですよということで、きちんと区に言わなければならない部分があるのではないかなと思いました。

それからもう一つ、相談のところで感じたのは、今回、志村先生と僕が都外施設に行きまして、志村先生は秋田まで行ってきたのですよ。僕は山梨と、栃木も行ってきましたけれども、多くの都外施設では、文京区民だけではなくて、都外の人たちが3,000名ぐらいいるわけですよ。その人たちは、入所施設ですから、向こうの相談支援を使っているわけです。結局、向こうで立てているわけです。

そうすると、秋田で立てたら、秋田のことしか分からないから、文京区のこととは分からないわけですよ。山梨であったとしても、山梨のところでつくっていますから、文京区のことをほとんど知らないわけですよ。帰りたいといっても、全然そういう発想が成り立っていませんので、もしそのところでも何か連動ができれば、これは行政の問題かもしれませんが、と感じました。

いずれにせよ、本日幾つかのキーワードが出てきましたので、ぜひこのことを押さえていただいて、今年度、続けていただければと思っています。

また、去年、防災のところで、一昨年から当事者部会がいろいろ発信をしているわけで、そのとき薬の問題が出てきたわけですね。

それからもう一つ出てきたのは、やはり避難所であるとか、避難の経路であるとか、特に何か夜間のときに誰がフォローしてくれるのかということまで言っているわけです。そうすると、この防災に関しては、やはりサービスを、本人を真ん中にして、利用計画の中に落とし込んでいくという、こういうものが必要なのではないかなと思いました。ですから、有事の際に、どのような避難ができて、確保できて、誰がフォローしてくれるかというものを含めて、こういうものは早く、共通につくっていく方向性を出す必要があるのではないかなと思っています。

そういう意味では、薬のこともそうですよねという、本人にとってのリスクというのが災害のときに何なのかということを中心にきちんとアセスメントを一緒にしつつ、何かそういうものを盛り込んでいく必要があるのではないかなということが、当事者部会の人たちの声から感じることがありました。

こういうものがあるということと終わるのではなくて、本人たちがそれをどう計画に落とし込んでいくのかという、これは非常に大事なポイントかなと思いました。

以上です。その方向でやっていただくといいかなと思いました。

志村副会長：ありがとうございました。

防災のところは本当にそうですよね。もういつ首都圏の直下型地震が来てもおかしくないような状況ですので、防災課ですか、そういったところとの連携も、やはりさらにきちんとしていかなければいけない、そういう時代ということでしょうか。

ぜひ、それぞれの相談・地域生活支援専門部会のところ、少し忙しくなるかもしれませんが、そのようなところも含めて、またご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

事務局：志村副会長、ありがとうございました。

それでは、皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、運営会議を終了させていただきます。また引き続き、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上